

# 介護保険サービス提供時における事故報告について

介護保険サービス提供時における事故は、利用者の身体、精神の状況を把握した上で、事故発生の可能性を予測し、危険を回避する安全配慮により防止することが基本である。

## 1. 事故発生時の対応

事故が発生した場合に事業者の対応としては、次のとおりとする。

- (1) 利用者の生命、身体及び健康を最優先し、迅速、適切かつ誠実に対応し、利用者家族へ連絡するとともに必要な措置を講じること。
- (2) 利用者が受傷状態を正確に伝えられない場合や、職員等がいない場所で事故が発生したため、その時の状況や受傷状態が確認できない場合等は、必ず医師の診察を受け、万全の措置をとること。この際、事故の対応による人数不足等で二次的な事故が発生しないよう注意すること。
- (3) 事故報告のためだけではなく、利用者家族とのトラブルの防止や損害賠償等の事態に備えるためにも、事故発生時の状況や職員の対応、関係各所への連絡時間・指示内容などについて記録をまとめること。

## 2. 報告の範囲

報告すべき事故の範囲は次のとおりとし、事業者側の責任や過失の有無に係わらず、利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も報告するものとする。

- (1) 介護サービス提供時による利用者のけがや死亡事故(以下「けが等」という。)及び離設を含む行方不明。
  - ・けが等とは、死亡事故のほか転倒・転落に伴う骨折や出血、外傷、火傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）又は入院したものをいう。ただし、擦過傷や打撲など比較的軽易なものは除く。
  - ・離設とは、捜索に当たり施設職員以外に協力を求めた場合とする。
  - ・「介護サービス提供」には、送迎及び通院等を含めるものとする。
- (2) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合
- (3) 利用者又はその家族から苦情や損害賠償を求められた事故
- (4) 介護サービス提供により、利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生又は発生するおそれのあるもの。（財物の損傷、消失等で警察対応のあったものを含む。）
- (5) 利用者又は職員の中から、感染症（結核及び疥癬を含む）又は食中毒の患者が発生した場合

・感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成14年法律第114号）に定めるもののうち、原則として1、2、3、4及び5類の感染症（ただし、5類の定点把握感染症を除く。）、指定感染症及び新感染症をいう。

(6) 従業員の法令違反や不祥事等、利用者のサービス提供に影響するおそれがあるもの。（例）利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失、送迎時の交通事故など。

・個人情報については、事務所への空き巣や、コンピューターのウイルス感染など、実際の被害が明確でない場合でも報告することとする。

(7) 震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故

(8) 上記(1)から(7)以外で、所沢市が特に報告を求めた場合

### 3. 報告の手順

(1) 第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

(2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

(3) 当該事故対応が長引く場合は必要に応じてその旨を文書により報告

※利用者の処遇に緊急かつ重大な影響を与える場合は、取り急ぎ経過のみを報告し、後日改めて事故報告書及び再発防止報告書の提出をすることは構わない。

※事故対応が長引く場合とは、事故報告提出時に対象者が意識不明などにより状況が確定しない場合などを指す。

### 4. 報告先

(1) 保険者

(2) 介護保険サービス提供事業所が所在する地の市町村又は特別区

(3) 埼玉県（地域密着型サービスを除く）

### 5. 所沢市への提出先

所沢市役所福祉部介護保険課 事業者管理グループ

所在地 所沢市並木一丁目1番地の1

電話 04-2998-9420

※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、取扱には十分注意すること。  
報告書は電子申請または郵送による方法を原則とする。また希望があれば、持参も可とする。